

改正

平成28年3月31日規則第2号

焼津市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 建築計画の事前公開（第3条―第9条）
- 第3章 紛争の調整
 - 第1節 あっせん（第10条―第12条）
 - 第2節 調停（第13条―第21条）
 - 第3節 あっせん又は調停の手續への参加者（第22条）
- 第4章 雑則（第23条―第25条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、焼津市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成19年焼津市条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この規則において使用する用語は、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）及び条例において使用する用語の例による。

第2章 建築計画の事前公開

（標識の設置）

第3条 条例第7条に規定する標識（以下「標識」という。）は、第1号様式によるものとする。

- 2 標識は、中高層建築物の敷地内であって道路に接する部分の見やすい場所に設置するものとする。
- 3 建築主は、標識を容易に破損又は倒壊しないように設置するとともに、記載事項が不鮮明にならないよう管理するものとする。

（標識の設置の届出）

第4条 条例第8条の規定による届出は、標識設置届（第2号様式）に次に掲げる図書（条例第8条の規定による届出の前に条例第11条第1項の規定による報告を行った場合には、第2号から第6号までに掲げる図書を除く。）を添えて行うものとする。

- （1） 標識の設置状況及び記載事項がわかる写真
- （2） 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）第1条の3第1項の表1の（い）項の付近見取図（以下「付近見取図」という。）
- （3） 省令第1条の3第1項の表1の（い）項の配置図（以下「配置図」という。）
- （4） 省令第1条の3第1項の表1の（い）項の各階平面図（以下「各階平面図」という。）
- （5） 省令第1条の3第1項の表1の（ろ）項の2面以上の立面図（以下「2面以上の立面図」という。）
- （6） 近隣関係住民図（中高層建築物及びその敷地並びに近隣関係住民のそれぞれが所有する土地、所有する建築物又は占有する建築物並びに隣接住民及び周辺住民のそれぞれの範囲を明示したものをいう。以下同じ。）
- （7） その他市長が必要と認める図書

（計画の説明）

第5条 条例第10条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- （1） 中高層建築物の建築計画の概要である次に掲げる事項
 - ア 敷地の形態及び規模
 - イ 構造、規模及び用途
 - ウ 敷地内における位置及び周辺の建築物の位置
 - エ 工事期間、工法及び周辺への安全対策の概要
- （2） 中高層建築物による日影の影響

- (3) 中高層建築物によるテレビ電波受信障害の対策
 - (4) その他近隣関係住民の生活環境に著しく影響を及ぼす事項及びその対策
- 2 建築主等は、条例第10条第1項本文又は同条第2項の規定により計画の説明を行うに当たっては、次に掲げる図書を示さなければならない。
- (1) 配置図
 - (2) 各階平面図（ただし、計画の説明に支障がないときは、明示すべき事項のうち間取を省略することができる。）
 - (3) 2面以上の立面図
 - (4) 近隣関係住民図
 - (5) その他市長が必要と認める図書
（計画の説明の報告）

第6条 条例第11条第1項の規定による報告は、隣接住民への計画の説明実施報告書（第3号様式）に次に掲げる図書（条例第11条第1項の規定による報告の前に条例第8条の規定による届出を行った場合には、第2号から第6号までに掲げる図書を除く。）を添えて行うものとする。

- (1) 隣接住民への説明状況一覧表（第4号様式）
- (2) 付近見取図
- (3) 配置図
- (4) 各階平面図
- (5) 2面以上の立面図
- (6) 近隣関係住民図
- (7) その他市長が必要と認める図書

（建築計画の変更に伴う、標識の記載事項の変更及び計画変更の説明）

第7条 条例第12条第1項の規定による届出は、標識記載事項変更届（第5号様式）に次に掲げる図書を添えて行うものとする。

- (1) 記載事項を変更した標識の設置状況及び変更後の記載事項がわかる写真
- (2) 第4条第2号から第7号までに掲げる図書のうち変更に係る図書

2 条例第12条第2項の規則で定める事項は、第5条第1項各号に掲げる事項のうち変更に係る事項とする。

3 建築主等は、条例第12条第2項の規定により計画変更の説明を行うに当たっては、第5条第2項各号に掲げる図書のうち変更に係る図書を示さなければならない。

（説明状況の報告要求）

第8条 市長は、条例第11条第3項又は条例第12条第3項の規定に基づく報告を求めるときは、建築主に対し、相当の期限を定めて当該報告をするよう求める旨を書面により通知するものとする。

2 条例第11条第3項又は条例第12条第3項の規定に基づく報告を求められた建築主は、近隣関係住民への計画の説明（計画変更の説明）実施報告書（第6号様式）に次に掲げる図書を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 条例第10条第2項に規定する計画の説明又は条例第12条第2項に規定する計画変更の説明を行った近隣関係住民がわかる書類
- (2) その他市長が必要と認める図書

（建築計画の中止）

第9条 条例第13条の規定による届出は、建築計画中止届（第7号様式）により行うものとする。

第3章 紛争の調整

第1節 あっせん

（あっせんの申出）

第10条 条例第14条第1項又は同条第2項に規定するあっせんの申出は、あっせん申出書（第8号様式）により行うものとする。

2 条例第14条第1項又は同条第2項に規定するあっせんに申し出る紛争当事者（以下「あっせん申出者」という。）が複数である場合には、当該複数であるあっせん申出者は、あっせんの手続に關し当該複数であるあっせん申出者を代表する者として、筆頭代表者1人を選任しなければならない。

3 前項に規定する複数であるあっせん申出者は、同項の規定により筆頭代表者を選任したときは、

代表者選任（変更）届（第9号様式）を市長に提出しなければならない。代表者に変更があったときも同様とする。

（あっせんの開始）

第11条 市長は、条例第14条第1項の規定により、又は同条第2項の規定に基づき、あっせんを行うこととしたときは、紛争当事者の双方に、あっせんを行う旨、あっせんを行う日時、あっせんを行う場所その他必要な事項を書面により通知するものとする。

（あっせんの打ち切り）

第12条 市長は、条例第17条の規定に基づきあっせんを打ち切ったときは、紛争当事者の双方にその旨及びその理由を書面により通知するものとする。

第2節 調停

（調停委員会の会長）

第13条 焼津市建築紛争調停委員会（以下「委員会」という。）に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（委員会の会議）

第14条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となり、議事を整理する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

（委員会の庶務）

第15条 委員会の庶務は、市長が定める組織において処理する。

（委員会の運営に関する補則）

第16条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

（調停の申出）

第17条 条例第21条第1項又は同条第2項に規定する調停の申出は、調停申出書（第8号様式）により行うものとする。

2 条例第21条第1項又は同条第2項に規定する調停を申し出る紛争当事者（以下「調停申出者」という。）が複数である場合には、当該複数である調停申出者は、調停の手續に関し当該複数である調停申出者を代表する者として、筆頭代表者1人を選任しなければならない。

3 前項に規定する複数である調停申出者は、同項の規定により筆頭代表者を選任したときは、代表者選任（変更）届（第9号様式）を市長に提出しなければならない。代表者に変更があったときも同様とする。

（調停開始の受諾勧告）

第18条 条例第21条第2項の規定による勧告は、調停開始受諾勧告書（第10号様式）により行うものとする。

2 条例第21条第2項の規定による勧告を受けた紛争当事者の他方は、調停開始受諾勧告回答書（第11号様式）により、市長に回答しなければならない。

（調停の開始）

第19条 市長は、条例第21条第1項の規定に基づき、又は同条第3項の規定により、委員会に調停を付託することとしたときは、紛争当事者の双方に、委員会による調停を行う旨、調停を行う日時、調停を行う場所その他必要な事項を書面により通知するものとする。

（調停案の受諾勧告）

第20条 条例第23条の規定による勧告は、調停案受諾勧告書（第12号様式）により行うものとする。

2 条例第23条の規定による勧告を受けた紛争当事者は、調停案受諾勧告回答書（第13号様式）により、委員会に回答しなければならない。

（調停の打ち切り）

第21条 委員会は、条例第24条第1項の規定に基づき調停を打ち切ったとき（同条第2項の規定により調停が打ち切られたものとみなされるときを含む。）は、紛争当事者の双方にその旨及びその理由を書面により通知するものとする。

第3節 あっせん又は調停の手續への参加者

(あっせん又は調停の手續への参加者)

第22条 紛争当事者以外の者は、あっせん又は調停の手續に参加することができない。ただし、紛争当事者が次に掲げる者を代理人として選任し、その旨を書面により市長に届け出た場合における当該代理人については、この限りでない。

(1) 弁護士

(2) その他市長が認めた者

2 あっせん又は調停に係る紛争当事者の一方又は双方が6人以上である場合には、当該6人以上である紛争当事者は、あっせん又は調停の手續に参加する第10条第2項又は第17条第2項に規定する筆頭代表者1人を含む5人以内の代表者を選任しなければならない。

3 前項に規定する6人以上である紛争当事者は、同項の規定により代表者を選任したときは、代表者選任(変更)届(第9号様式)を市長に提出しなければならない。

第4章 雑則

(措置命令)

第23条 条例第28条の規定に基づく命令は、措置命令書(第14号様式)により行うものとする。

(公表)

第24条 条例第29条第1項の規定による公表は、公告その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

(委任)

第25条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日規則第2号)

この規則は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日(平成28年4月1日)から施行し、同日以後になされる処分について適用する。

第1号様式（第3条関係）

| 中高層建築物の建築に係る計画のお知らせ | | | | | | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-----------|-------|----------|---|--|
| 建築物の名称 | | | | | | |
| 敷地の地名地番 | | | | | | |
| 建築主 | 住所 | | | | | |
| | 氏名 | | | | | |
| 設計者 | 住所 | | | | | |
| | 氏名 | 電話 | | | | |
| 工事監理者 | 住所 | | | | | |
| | 氏名 | 電話 | | | | |
| 工事施工者 | 住所 | | | | | |
| | 氏名 | 電話 | | | | |
| 建築物の概要 | 用途 | | 基礎工法 | | | |
| | 工事種別 | | 敷地面積 | ㎡ | | |
| | 階数 | 地上 階、地下 階 | 建築面積 | ()㎡ | | |
| | 高さ | m | 延べ面積 | ()㎡ | | |
| | 構造 | 造、一部 造 | / | | | |
| | ※共同住宅等の場合 | 住戸の数 | 戸 | 自動車駐車場台数 | 台 | |
| | 住戸の所有形態 | 賃貸・分譲 | | | | |
| 着工予定年月日 | 年 月 日 | 完成予定年月日 | 年 月 日 | | | |
| 標識設置年月日 | 年 月 日 | | | | | |
| 配置図 | | | | | | |
| <p>1 この標識は、焼津市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例第7条の規定により設置したものです。</p> <p>2 上記の建築計画についての説明の申出は、下記へお願いします。 (連絡先) 電話</p> | | | | | | |

(注)

- 1 住所は、法人にあつては事務所の所在地を記載してください。
- 2 氏名は、法人にあつては名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 3 標識の材質は、木板、プラスチック板その他これらに類するものとしてください。
- 4 標識の大きさは、縦120センチメートル以上、横90センチメートル以上としてください。
- 5 同一敷地内に2以上の建築物がある場合は、「建築物の概要」の「建築面積」欄及び「延べ面積」欄の()内には当該敷地内のすべての建築物に係る面積を、()外には中高層建築物に係る面積をそれぞれ記載してください。
- 6 ※欄は、共同住宅等の場合に記載してください。

第2号様式（第4条関係）

標識設置届

年 月 日

（宛先）焼津市長

建築主 住所
氏名

〔署名又は記名押印〕

印

電話

焼津市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

| | | | | | |
|---------|----------------|----------------|----------------|----------|---|
| 建築物の名称 | | | | | |
| 標識設置年月日 | | 年 月 日 | | | |
| 設計者 | 住所 | | | | |
| | 氏名 | 電話 | | | |
| 工事監理者 | 住所 | | | | |
| | 氏名 | 電話 | | | |
| 工事施工者 | 住所 | | | | |
| | 氏名 | 電話 | | | |
| 敷地 | 地名地番 | | | | |
| | 用途地域 | | | | |
| | 準防火地域 | 内・外 | | | |
| | その他の区域等 | | | | |
| | 許可申請等の有無 | 有（ ）・無 | | | |
| 建築物の概要 | 用途 | | | | |
| | 工事種別 | | | | |
| | 階数 | 地上 | 階、地下 | 階 | |
| | 高さ | m | | | |
| | 構造 | 造、一部 | | 造 | |
| | 基礎工法 | | | | |
| | ※共同住宅等の場合 | 住戸の数 | 戸 | 自動車駐車場台数 | 台 |
| | | 住戸の所有形態 | 賃貸・分譲 | | |
| 着工予定年月日 | 年 月 日 | 完成予定年月日 | 年 月 日 | | |
| | 計画に係る部分 | 計画以外の部分 | 合計 | | |
| 敷地面積 | | | m ² | | |
| 建築面積 | m ² | m ² | m ² | | |
| 延べ面積 | m ² | m ² | m ² | | |

(注)

- 1 住所は、法人にあっては事務所の所在地を記載してください。
- 2 氏名は、法人にあっては名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 3 ※欄は、共同住宅等の場合に記載してください。
- 4 「建築面積」及び「延べ面積」については、「計画に係る部分」欄には中高層建築物に係る面積を、「計画以外の部分」欄には当該敷地内の中高層建築物以外のすべての建築物に係る面積をそれぞれ記載してください。

第3号様式（第6条関係）

（第1面）
隣接住民への計画の説明実施報告書

年 月 日

（宛先）焼津市長

建築主 住所
氏名

〔署名又は記名押印〕 印

電話

焼津市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例第11条第1項の規定により、次のとおり報告します。

| | | | | | |
|-----------------------------------------|------------------------|-----------|-------|--------------------|---|
| 設計者 | 住所 | | | | |
| | 氏名 | 電話 | | | |
| 工事監理者 | 住所 | | | | |
| | 氏名 | 電話 | | | |
| 工事施工者 | 住所 | | | | |
| | 氏名 | 電話 | | | |
| 建築物の名称 | | | | | |
| 敷地の地名地番 | | | | | |
| 建築物の概要 | 用途 | | 基礎工法 | | |
| | 工事種別 | | 敷地面積 | m ² | |
| | 階数 | 地上 階、地下 階 | 建築面積 | () m ² | |
| | 高さ | m | 延べ面積 | () m ² | |
| | 構造 | 造、一部 造 | | | |
| | ※共同住宅等の場合 | 住戸の数 | 戸 | 自動車駐車台数 | 台 |
| | | 住戸の所有形態 | 賃貸・分譲 | | |
| 説明者 | 住所 | | | | |
| | 氏名 | 電話 | | | |
| 隣接住民者数 | 人 | | | | |
| 計画の説明を行った隣接住民者数 | 人 | | | | |
| 条例第10条第1項ただし書の規定に基づき、計画の説明を行わなかった隣接住民者数 | 人 | | | | |
| 説明方法 | 説明会・個別説明 | | | | |
| 計画の説明日等 | 年 月 日～ 年 月 日（延べ説明回数 回） | | | | |

（注）

- 1 住所は、法人にあつては事務所の所在地を記載してください。
- 2 氏名は、法人にあつては名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 3 同一敷地内に2以上の建築物がある場合は、「建築物の概要」の「建築面積」欄及び「延べ面積」欄の（ ）内には当該敷地内のすべての建築物に係る面積を、（ ）外には中高層建築物に係る面積をそれぞれ記載してください。
- 4 ※欄は、共同住宅等の場合に記載してください。

(第2面)
説明内容等

| | 説明内容 | 要望事項 | 回答内容 |
|---------------------------------|------|------|------|
| 敷地の形態及び規模並びに中高層建築物の構造、規模、用途及び配置 | | | |
| 工事期間、工法及び周辺への安全対策 | | | |
| 日影の影響 | | | |
| テレビ電波受信障害の対策 | | | |
| その他 | | | |

(注)

「要望事項」欄及び「回答内容」欄には、該当がある場合に記載してください。

第5号様式（第7条関係）

標識記載事項変更届

年 月 日

（宛先）焼津市長

建築主 住所
氏名

〔署名又は記名押印〕
⑩

電話

焼津市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例第12条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

| | | |
|-------------|-------|-----|
| 建築物の名称 | | |
| 敷地の地名地番 | | |
| 標識設置届出年月日 | 年 月 日 | |
| 標識記載事項変更年月日 | 年 月 日 | |
| 変更事項 | 変更前 | 変更後 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 変更理由 | | |

(注)

- 1 住所は、法人にあっては事務所の所在地を記載してください。
- 2 氏名は、法人にあっては名称及び代表者の氏名を記載してください。

第6号様式（第8条関係）

近隣関係住民への計画の説明
計画変更の説明 実施報告書

年 月 日

（宛先）焼津市長

建築主 住所
氏名

印

〔署名又は記名押印〕

電話

報告を求められた事項について、次のとおり報告します。

| | | | |
|---------------------------------|------------------------|------|------|
| 建築物の名称 | | | |
| 敷地の地名地番 | | | |
| 説明を行った近隣関係住民者数 | 人 | | |
| 説明方法 | 説明会・個別説明 | | |
| 説明日等 | 年 月 日～ 年 月 日（延べ説明回数 回） | | |
| | 説明内容 | 要望事項 | 回答内容 |
| 敷地の形態及び規模並びに中高層建築物の構造、規模、用途及び配置 | | | |
| 工事期間、工法及び周辺への安全対策 | | | |
| 日影の影響 | | | |
| テレビ電波受信障害の対策 | | | |
| その他 | | | |

（注）

- 1 住所は、法人にあつては事務所の所在地を記載してください。
- 2 氏名は、法人にあつては名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 3 「要望事項」欄及び「回答内容」欄には、該当がある場合に記載してください。

第7号様式（第9条関係）

建築計画中止届

年 月 日

（宛先）焼津市長

建築主 住所
氏名

⑩

〔署名又は記名押印〕

電話

焼津市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例第13条の規定により、次のとおり届け出ます。

| | |
|-------------|-------|
| 建築物の名称 | |
| 敷地の地名地番 | |
| 標識設置届出年月日 | 年 月 日 |
| 建築計画を中止する理由 | |

（注）

- 1 住所は、法人にあっては事務所の所在地を記載してください。
- 2 氏名は、法人にあっては名称及び代表者の氏名を記載してください。

第8号様式（第10条、第17条関係）

あっせん
調 停 申出書

年 月 日

（宛先）焼津市長

申出者 住所
氏名
電話
種別

〔署名又は記名押印〕 ⑩

次のとおり、焼津市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例第14条に規定するあっせん
第21条に規定する調停 を申し出ます。

| | |
|-------------------------|----|
| 建築物の名称 | |
| 敷地の地名地番 | |
| 紛争の調整を求める相手方の住所、氏名、電話番号 | 電話 |
| 紛争の調整を求める事項 | |
| 紛争に係る交渉経過の概要 | |
| その他参考となる事項 | |

（注）

- 1 住所は、法人にあっては事務所の所在地を記載してください。
- 2 氏名は、法人にあっては名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 3 「申出者の種別」には、建築主、設計者、工事監理者若しくは工事施工者又は隣接住民若しくは周辺住民の別を記載してください。
- 4 申出者が複数である場合は、併せて代表者選任（変更）届（第9号様式）を提出し、「申出者」には筆頭代表者を記載してください。

第10号様式（第18条関係）

調停開始受諾勧告書

号
年 月 日

様

焼津市長

印

次のとおり調停の申出があったので、焼津市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例第21条第2項の規定に基づき、焼津市建築紛争調停委員会の調停に付することを受諾するよう勧告します。

については、焼津市建築紛争調停委員会の調停に付することを受諾するか否かについて、調停開始受諾勧告回答書により、 年 月 日までに市長に回答してください。

| | |
|------------------------------|-------|
| 建築物の名称 | |
| 敷地の地名地番 | |
| 調停申出年月日 | 年 月 日 |
| 調停申出者の住所及び氏名（所在地、名称及び代表者の氏名） | |
| 調停申出者が調停を求める事項 | |

第11号様式（第18条関係）

調停開始受諾勧告回答書

年 月 日

（宛先）焼津市長

回答者 住所
氏名

⑩

〔署名又は記名押印〕

電話

年 月 日付け 号により、受諾するよう勧告を受けた件について、
焼津市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則第18条第2
項の規定により、次のとおり回答します。

- 1 焼津市建築紛争調停委員会の調停に付することを
受諾します。
受諾しません。
- 2 受諾しない理由（受諾しない場合のみ記載してください。）

（注）

- 1 住所は、法人にあつては事務所の所在地を記載してください。
- 2 氏名は、法人にあつては名称及び代表者の氏名を記載してください。

第12号様式（第20条関係）

調停案受諾勧告書

年 月 日 号

様

焼津市建築紛争調停委員会
会長 ⑩

年 月 日付け 号により、調停を開始した紛争について、焼津市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例第23条の規定に基づき、次のとおり調停案を作成したので、これを受諾するよう勧告します。

については、調停案を受諾するか否かを、調停案受諾勧告回答書により、年 月 日までに焼津市建築紛争調停委員会会長に回答してください。

| | |
|------------------------------------|--|
| 建築物の名称 | |
| 敷地の地名地番 | |
| 調停に係る紛争の相手方の住所及び氏名(所在地、名称及び代表者の氏名) | |
| 調停案 | |

第13号様式（第20条関係）

調停案受諾勧告回答書

年 月 日

（宛先）焼津市建築紛争調停委員会会長

回答者 住所

氏名

⑩

〔署名又は記名押印〕

電話

年 月 日付け 号により、受諾するよう勧告を受けた調停案について、焼津市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則第20条第2項の規定により、次のとおり回答します。

- 1 調停案を 受諾します。
受諾しません。
- 2 受諾しない理由（受諾しない場合のみ記載してください。）

（注）

- 1 住所は、法人にあっては事務所の所在地を記載してください。
- 2 氏名は、法人にあっては名称及び代表者の氏名を記載してください。

措置命令書

号

年 月 日

様

焼津市長

㊟

焼津市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例第28条 第1項
第2項の規定に基づき、 年 月 日までに、次の中高層建築物について、次の届出又は報告をするよう命じます。

なお、この命令に対し、正当な理由がなく従わないときは、同条例第29条第1項の規定に基づき、その旨を公表することがあります。

| | |
|--------------|--|
| 建築物の名称 | |
| 敷地の地名地番 | |
| 届出又は報告を命ずる事項 | |
| 届出又は報告を命ずる理由 | |

(注)

- 1 この命令に不服がある場合は、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、焼津市長に異議申立てをすることができます。
- 2 この命令に対する取消しの訴えは、この命令書を受けた日の翌日から起算して6月以内に、焼津市を被告（訴訟においては焼津市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、この命令について異議申立てをした場合には、この命令に対する取消しの訴えを提起することができる期間は、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内となります。